

介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費
及び住宅改修費の受領委任払い制度について

令和 8 年 7 月

美濃加茂市市民福祉部高齢福祉課

目 次

- 1 はじめに
- 2 住宅改修費及び福祉用具購入費とは
- 3 償還払い・受領委任払いの仕組み
- 4 美濃加茂市における受領委任払い制度の取扱いについて

1 はじめに

今まで美濃加茂市では、福祉用具購入費及び住宅改修費の支給方法を償還払いのみとしてきましたが、令和8年9月1日から受領委任払いによる支給を実施することといたしました。

2 福祉用具購入費及び住宅改修費とは

福祉用具購入費及び住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）とは、介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者に対する給付のひとつです。

被保険者がこれらのサービスを利用した場合、その費用のうち7～9割が保険給付され、残りの3～1割が被保険者の自己負担となります。この自己負担の割合は被保険者の所得に応じて決められており、「介護保険負担割合証」で確認できます。

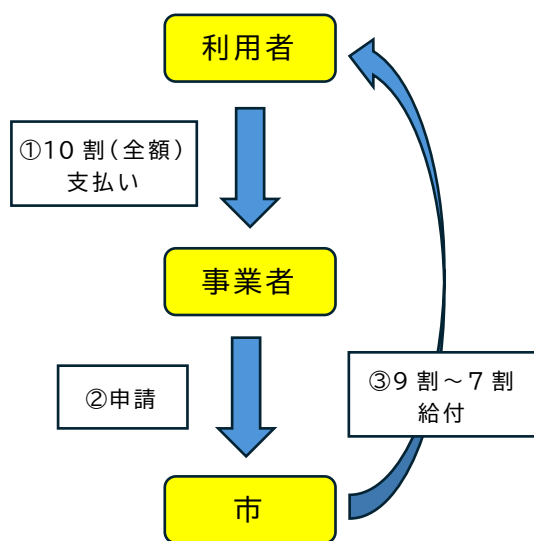
なお、介護保険料の滞納があると、その滞納期間に応じて支払方法変更、保険給付差止及び給付額減額等の給付制限が行われます。その場合、福祉用具購入費等の給付の可否やその額について影響が出ることがあります。給付制限が行われた場合、「介護保険被保険者証」に記載されます。

3 償還払い・受領委任払いの仕組み

福祉用具購入費等の支給方法には償還払いと受領委任払いの2種類があります。

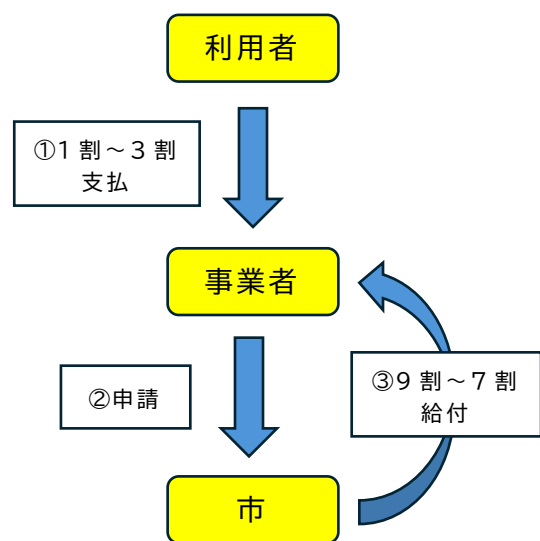
【償還払い】

市から給付が行われるまでの間、一時的に費用の10割を被保険者に負担いただきます。



【受領委任払い】

被保険者は、負担割合証に記載された負担割合(1～3割)に応じた額のみのお支払いとなり、一時的な負担が軽減されます。



4 美濃加茂市における受領委任払い制度の取扱いについて

受領委任払い制度の取扱いについては保険者によって異なります。美濃加茂市での取扱いは、以下のとおりです。

(1) 運用開始日

令和8年9月1日(※事業者の登録申請は令和8年8月10日から受け付けます。)

- ・福祉用具購入費の場合、令和8年9月1日以降に購入したものを対象とします。令和8年8月31日以前に購入している場合は対象となりません。
- ・住宅改修費の場合、令和8年9月1日以降に受け付ける事前申請を対象とします。令和8年8月31日以前に既に事前申請をしている場合は対象となりません。

(2) 被保険者要件

福祉用具購入費については購入日時点、住宅改修費については事前申請日時点において、次の(ア)～(ウ)全てに該当する被保険者が受領委任払い制度を利用できます。

- (ア) 福祉用具購入費等の支給を受けることについて、受領委任払い取扱事業者の登録を受けている(有効期間内である)事業者に依頼して当該サービスを利用すること。
- (イ) 介護保険料の滞納がないこと
- (ウ) 被保険者証に支払方法変更の記載、保険給付差止の記載及び給付額減額等の記載がないこと。

※ 被保険者証等で要件に該当しているかを必ず確認してください。

(3) 受領委任払い取扱事業者の届出

- ・受領委任払いの対象事業者として登録を受けようとする事業者は、あらかじめ(ア)～(ウ)の書類を高齢福祉課に提出してください。

※必ず確約書の全ての条項を確認し、同意した上で提出してください。

- (ア) 介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録届出書(様式第1号)
- (イ) 介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い取扱確約書(様式第2号)
- (ウ) 口座振込申込書兼債権者登録(変更)申請書(マイナンバー無)
→(ア)届出書(様式第1号)の振込口座と同じ口座を記入してください。
ただし、すでに債権者登録済みで内容に変更がない場合は省略可。

- ・登録事業者は、届出内容を変更又は廃止した場合は、速やかに届出書(様式第1号)を高齢福祉課に提出してください。

- ・市は、登録を行ったときは、介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任

払い取扱事業者登録通知書（様式第3号）により登録事業者に通知します。

- ・登録の有効期間は、登録通知書（様式第3号）に記載の登録年月日の属する年度の翌々年度末までです。

例：登録年月日が令和8年8月17日の場合、

有効期間は 令和8年8月17日～令和11年3月31日

- ・有効期間が満了した後も、引き続き受領委任払いの取扱を希望する場合は、有効期間が満了する年度の3月1日から3月31日までの間に、届出書（様式第1号）及び確約書（様式第2号）をご提出ください。

（4）福祉用具購入費等の支給申請

支給申請から給付までの流れは次の通りです。

福祉用具購入費について

- ① 福祉用具を購入した被保険者から自己負担分の支払いを受ける
 - ・自己負担分については、負担割合証で確認し算出してください。
 - ・自己負担分に1円未満の端数が生じる場合は、1円に切り上げてください。
- ② 高齢福祉課に次の書類を添えて申請する
 - ・介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第5号）
 - ・当該被保険者名義の領収書（福祉用具の購入費（介護保険適用額）及び自己負担額が記載されたものに限る。）
 - ・購入した福祉用具の種目、商品名及び製造事業者名が分かる書類
 - ・その他、市長が必要と認める書類

市は、支給決定を行った場合は、通知の上、給付費を当該事業者に支払います。

住宅改修費について

- ① 高齢福祉課に次の書類を添えて、工事前の事前申請を行う
 - ・介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給（変更）申請書（受領委任払い用）（様式第7号）
 - ・介護支援専門員等が作成する理由書
 - ・住宅改修工事の施工内容等が分かる見積書及び図面
 - ・住宅改修工事の施工前の写真（撮影日が分かるものに限る。）
 - ・当該被保険者と住宅改修工事を施工する住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅の所有者の承諾書

- ・その他、市長が必要と認める書類

市が審査を行い、被保険者には事前申請確認書にて結果を通知します。
※着工は市からの通知後にしてください。

- ② 住宅改修工事を施工し、被保険者から自己負担分の支払いを受ける
- ・自己負担分については、負担割合証で確認し算出してください。
 - ・自己負担分に1円未満の端数が生じる場合は、1円に切り上げてください。
- ③ 高齢福祉課に次の書類を添えて、完了報告を行う
- ・介護保険居宅介護・介護予防住宅改修工事完了報告書（受領委任）（様式第8号）
 - ・住宅改修工事の完了後の写真（撮影日が分かるものに限る。）
 - ・当該被保険者名義の領収書（住宅改修工事に要した費用（介護保険適用額）及び自己負担額が記載されたものに限る。）
 - ・その他、市長が必要と認める書類

市は、支給決定を行った場合は、通知の上、給付費を当該事業者に支払います。